

学校いじめ防止基本方針

令和 7 年度

日野市立日野第六小学校

1 学校いじめ防止基本方針

本校は、いじめ対策推進法第13条に基づき、東京都いじめ防止基本方針、日野市いじめ防止基本方針を参考にして、保護者や地域住民の参画の下、いじめ防止にかかる取り組み内容について学校いじめ対策基本方針を策定し、公表します。

2 いじめ防止等に取り組む組織

本校は、いじめ対策推進法第22条に基づき、校長のリーダーシップの下、いじめ問題に組織的に対応するための「学校いじめ対策委員会」を設置します。「学校いじめ対策委員会」は、校長、副校長、生活指導主任、各学年特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者（保護者、学級担任等）から構成されます。また、学校のいじめ防止基本方針を策定し、いじめ問題に関する年間指導計画の作成・実行、いじめに関する校内研修の計画・実施等、いじめ問題の対応に当たっては、中核的な役割を担うものとします。また、年度末の学校評価による検証と基本方針の見直しを行うこととします。

3 いじめの未然防止の取組～いじめを許さない学校づくり～

（１）教職員の指導力の向上と組織的な対応

学校教育全体を通して「いじめは絶対に許されない」という意識を子供たち一人一人に徹底します。また、情報モラル教育の充実に努め、幼保・小・中での連携を図り、継続的な指導と個に応じた支援の充実に努めます。また、教職員の人権感覚の向上を図ります。

◎相談体制の充実

子供たちが安心して豊かに学べる教育環境を整え、学校と家庭、地域、関係機関が綿密な連携を図り、一貫した相談体制を整えます。

- ・スクールカウンセラーによる相談体制の充実（週2回）
- ・小中連携した相談体制の確立
- ・各相談機関の周知
- ・教員の教育相談研修の充実（年3回）
- ・発達支援センター「エール」との連携

◎いじめに関する研修の計画・実施

いじめの未然防止、早期発見のための教員研修会を年3回以上実施します。そのうち1回以上は、全教職員で「重大事態」の定義及びその解釈に関する研修とします。

- ・人権プログラムの活用
- ・DVD「ストップ！いじめ」の活用

◎「自分が大切にされている」と実感できる学校・学級づくり等の居場所づくりの推進

- ・係活動、委員会活動の充実
- ・異学年集団による縦割り活動
- ・自己有用感を高めるためのあいさつ声かけ

（２）いじめを防止し、見て見ぬふりをしないための取り組み

子供たちが自らいじめ等の問題に向き合い、解決する力を身に付け、実践していけるようにしていきます。

◎人権教育の充実

いじめは相手の人権を侵害する行為であり、決して許されるものではないことを子供たちに理解させます。また、子供たちが人の痛みを思いやることができるように、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図ります。

- ・道徳や特別活動等での年３回の「いじめに関する授業」の実施
- ・「人権教育プログラム（学校教育編）」の活用
- ・「いじめ防止カード」の活用
- ・「思いやりの心」をテーマに全校朝会等における校長講話の実施（いじめ防止７つのアクション）

◎心の教育の推進

他人を思いやる心や人権意識を高め、いじめをしない・許さないという人間性豊かな心を育てるために、学校・家庭・地域が一体となった心の教育を推進します。道徳の授業では、子供たちの実態に合わせ、東京都道徳教育教材集や「わたしたちの道徳」等を活用し、心情を揺さぶる教材や資料を工夫して、人としての「気高さ」「優しさ」等に触れさせ、自分自身の生活や行動を顧みることができるようにします。

- ・公開道徳授業（道徳授業地区公開講座として講師を招聘）の実施

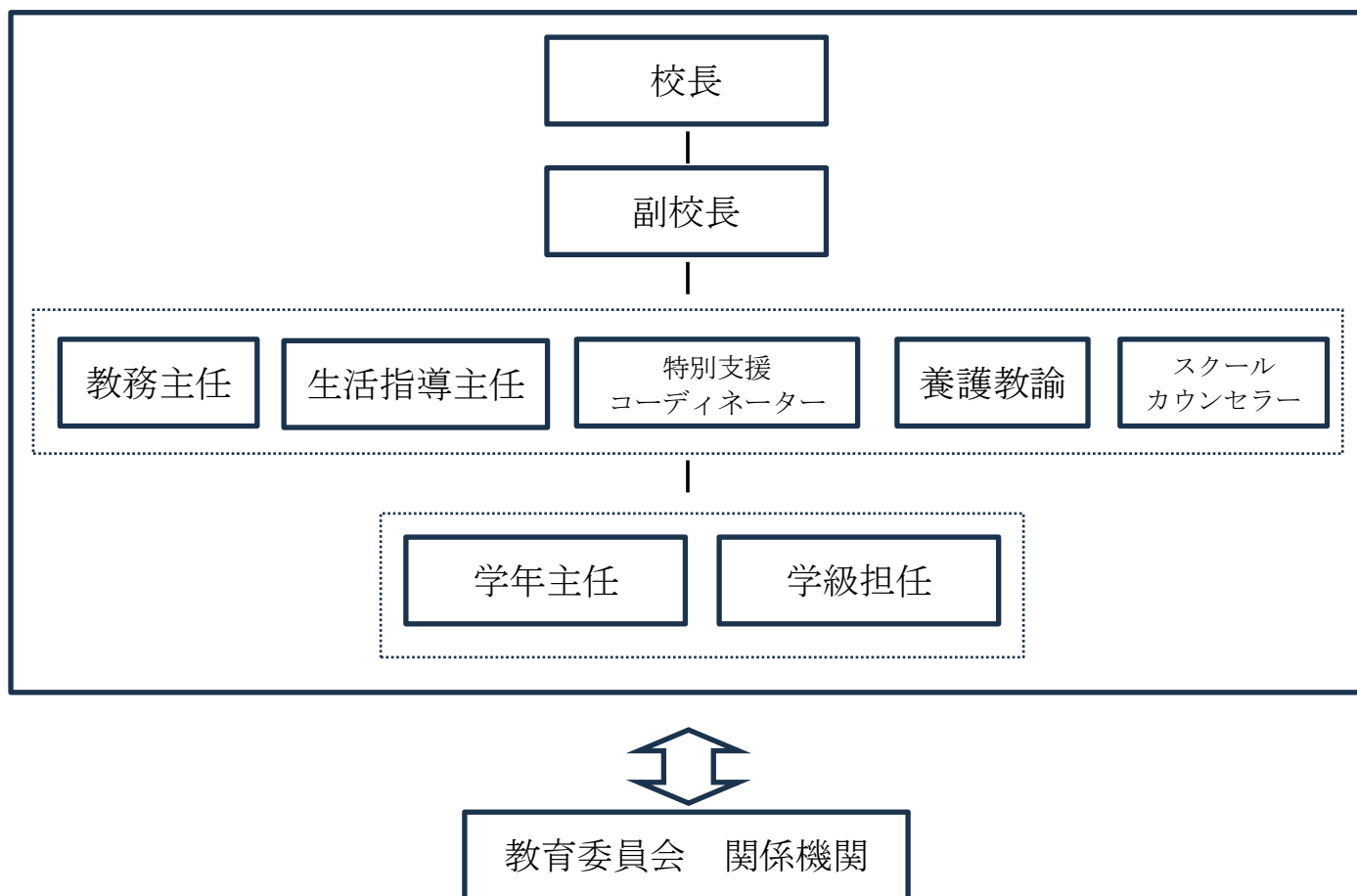
◎情報モラル教育の充実

児童、保護者、地域を対象に、セーフティ教室において情報モラルなどの問題についての授業、講師による講演会を実施します。

◎体験的な活動・コミュニケーション活動の充実

子供たちが自分と向き合い、社会（人、もの、こと、自然など）との関わりの中で生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心等の大切さに気づき、体得できるよう地域の人材や地域学習等の体験的な活動やコミュニケーション活動を取り入れます。

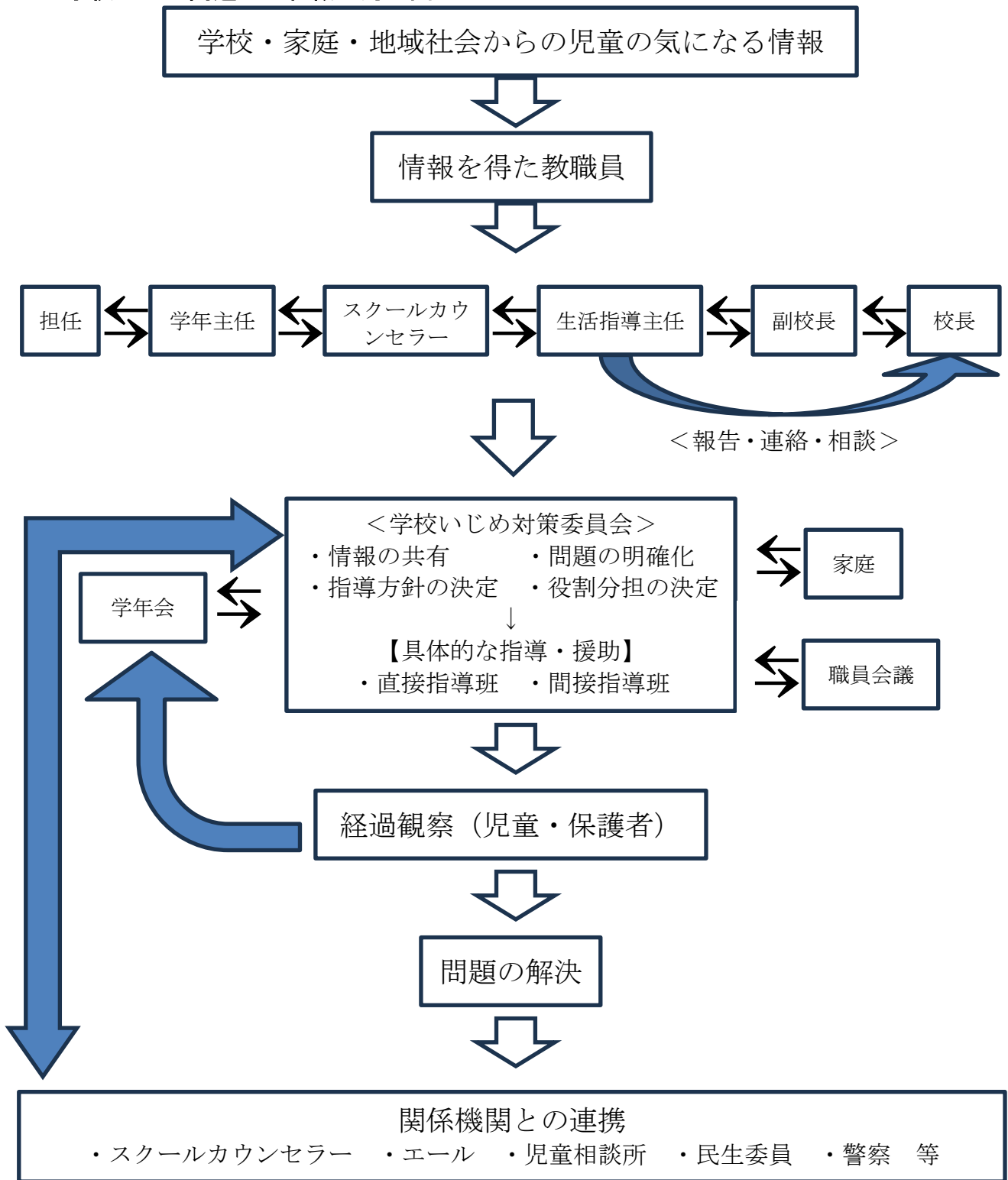
4 学校いじめ対策委員会の組織図



本校の学校いじめ対策委員会は、管理職、教務主任、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー等から構成される。個々の事案により、学年主任や学級担任等が必要に応じて参加する。また、発達支援センター（エール）や児童相談所等関係機関との連携を図り、いじめ問題の早期解決に努める。

- （１）日野第六小学校の基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- （２）いじめの相談・通報の窓口としての役割
- （３）いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報を収集・記録・共有する役割
- （４）いじめの疑いに係る情報があつた際、緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と、保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中核としての役割

5 学校いじめ問題への組織的対応図



6 いじめを発見した時の対応

- ① 学校・家庭・地域から児童の気になる情報の収集
- ② 情報を得た職員の対応
 - ・生活指導主任に報告する。
 - ・生活指導主任は、一連の流れ（いつ、どこで、だれが、何を、なぜ、どのように等を校長・副校長に報告し、指示を仰ぐ。
 - ・生活指導主任は、第一次いじめ防止対策委員会を開く準備をする。
- ③ 学校いじめ対策委員会の設置
 - ・生徒指導主任は、関係職員と連絡を取り合い、第一次いじめ防止対策委員会を設置する。
 - ・事実関係を確認や問題点の明確化を図り、調査の必要性を検討する。
 - ・保護者と連絡を取り、事実確認をする。
- ④ 期間を決めて調査する。
- ⑤ 具体的な指導・援助の方針を検討し、役割分担を決定する。
- ⑥ 職員会議
 - ・組織的かつ具体的に指導・援助する。
 - ・いじめが継続している場合は、第二次いじめ防止対策委員会を設置し、対応する。
- ⑦ 児童の様子を観察し、変容を確かめる。
- ⑧ 必要な場合、第二次いじめ防止対策委員会による会議を行い、その後の対応について検討する。
- ⑨ 重大時は、関係機関等との連携を図り、対応策を検討・実施する。
- ⑩ 経過観察
- ⑪ 問題の解決